

令和 8 年

第 6 回 阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和 8 年第 6 回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 2 5 日（水）午後 1 時 30 分～午後 2 時 31 分

2. 開催場所 阿波市役所 3 階大会議室

3. 出席委員 (18 名)

- | | | | | |
|------|---|---|---|-------------|
| 1 番 | 米 | 澤 | 実 | |
| 2 番 | 片 | 岡 | 寛 | 之 (副会長) |
| 3 番 | 板 | 東 | 由 | 裕 |
| 4 番 | 赤 | 松 | 晃 | 一 |
| 5 番 | 糸 | 谷 | 徳 | 文 (中立委員) |
| 6 番 | 新 | 見 | 正 | 美 (会長) |
| 7 番 | 坂 | 東 | 満 | 二郎 |
| 8 番 | 江 | 東 | 幸 | 和 |
| 10 番 | 天 | 満 | | 仁 |
| 11 番 | 森 | 本 | | 定 |
| 12 番 | 古 | 本 | 義 | 春 |
| 13 番 | 大 | 村 | 敏 | 信 (副会長) |
| 14 番 | 金 | 山 | 敬 | 治 |
| 15 番 | 竹 | 内 | 正 | 法 |
| 16 番 | 篠 | 原 | 安 | 博 |
| 17 番 | 武 | 澤 | | 守 |
| 18 番 | 十 | 川 | 昭 | 夫 |
| 19 番 | 十 | 川 | 幸 | 利 (会長職務代理者) |

4. 欠席委員 (1 名)

- | | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 9 番 | 唐 | 渡 | 義 | 伯 |
|-----|---|---|---|---|

5. 議事録署名委員

- | | | | | |
|------|---|---|---|---|
| 16 番 | 篠 | 原 | 安 | 博 |
| 17 番 | 武 | 澤 | | 守 |

6. 議事日程

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について (委員会処分)

- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第4号議案 非農地証明について
第5号議案 非農地通知について
第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）
第8号議案 阿波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について（諮問）
第9号議案 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

- 報告第1号 使用貸借による解約書について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊 坂 典 恭
係 長 原 田 裕 人
係 長 原 田 昂
主 事 植 原 諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】ただ今から、令和8年第6回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議 長】

みなさんこんにちは、本日は、何かとお忙しい中、総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。梅雨が続く、不快な日も多くなってまいりました。どうぞお体に気をつけてお過ごしください。それでは、簡単なお挨拶ではございますが、総会のほうに移らせていただきたいと思います。なお、進行は着座にて失礼いたします。

【議 長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、18名で定足数に達して

おりますので、これより令和8年第6回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、16番篠原委員、17番武澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第9号までの9議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請（委員会処分）について説明いたします。今月の申請は、15件となります。内訳としまして、売買が10件、贈与が3件、交換が2件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。

はじめに、案件番号1番、地図は、1ページ、2ページをご覧ください。地目は畑、1筆 面積は573㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していき、サツマイモ・玉葱を作付けする予定です。

続きまして、案件番号2番、地図は、3ページ、4ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積は513㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 3 番、地図は、5 ページ、6 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 286 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人は今回の申請地の南側にて住宅を購入予定であり、拠点として農業を行います。譲受人とその家族が農作業に従事していき、枝豆・トマトを作付けする予定です。

続きまして、案件番号 4 番、地図は、7 ページ、8 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 1,296 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻・レタスを作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 5 番、地図は、9 ページ、10 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 147 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していき、申請地に野菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 6 番、地図は、11 ページから 17 ページをご覧ください。地目は田及び畑、6 筆 面積は併せて 1,509 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していき、申請地に野菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 7 番、地図は、18 ページ、19 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 518 m² 契約内容は、贈与となっております。後の第 3 号議案で説明がありますが、譲受人は今回の申請地の南側にて持ち家を建てたいと考えており、祖父から土地の贈与を受けることで話がまとまりました。譲受人とその家族が農作業に従事していき、申請地にブロッコリーを作付けする予定です。

続きまして、案件番号 8 番、地図は、20 ページ、21 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 660 m² 契約内容は、案件番号 9 番との交換となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地には、野菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 9 番、地図は、22 ページ、23 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 1,974 m² 契約内容は、案件番号 8 番との交換となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 10 番、地図は、24 ページ、25 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 656 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人が農作業に従事していき、人参を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 11 番、地図は、26 ページから 33 ページをご覧ください。地目は田及び畑、19 筆 面積は併せて 11,186 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 12 番、地図は、34 ページ、35 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 614 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻・野菜を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 13 番、地図は、36 ページ、37 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 998 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、ブロッコリー、ナス、スイートコーンを作付けされております。申請地にはナスを作付けする予定です。

続きまして、案件番号 14 番、地図は、38 ページ、39 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 46 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地には葉茎菜類を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 15 番、地図は、40 ページ、41 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 675 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、ブロッコリーを作付けされております。申請地には果樹を作付けする予定です。

以上、説明しました案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないように譲受人が解消をしていきますとの回答を頂いております。機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号 1 番を 2 番片岡委員にお願いします。

○ 2 番（片岡委員） 2 番片岡です。譲渡人の夫が亡くなり、畑ができなくなりま

した。譲受人に聞き取りをしたところサツマイモと玉ねぎなどを作って耕作をしていくことを聞きました。事務局の説明の通り何も問題がないかと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を5番糸谷委員にお願いします。

○5番（糸谷委員）5番糸谷です。譲渡人より聞き取りをして参りました。譲渡人は高齢のため、この土地から自宅まで約1キロ離れているということで、もてあましていたところ、譲受人を紹介していただき今回売買が成立しました。現在は草が生えてちょっと管理ができてませんが、両サイドの水稻に影響がないように管理してもらうように伝えて、特に問題はないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番・4番を私6番新見が説明します。

○6番（新見委員）3番について説明します。事務局の説明の通りで、22日に現地確認をしたところ、申請地は野菜を作付しており、聞き取りをしたところ、譲受人は申請地に隣接する中古住宅を購入し、引き続き譲り受けた農地に野菜など作付していくとのことであり問題ないと思います。4番についても、事務局説明の通りで、22日に現地確認し、申請地は水稻を作付してあり聞き取りをしたところ、以前から譲受人が耕作しており、譲渡人は町外に住んでおり、近隣の方に売却したいということであり、引き続き水稻などを作付けするとのことであり問題ないと思います。

【議 長】

つづきまして、番号5番・6番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。先週現地確認に行ってきましたけども、事務局の説明の通りなので問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番は、事務局の通り問題ないと、9番唐渡委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号８番・９番を１０番天満委員にお願いします。

○１０番（天満委員）１０番天満です。８番９番については、お互いの交換ということです。面積に多少差はあるんですが、お互いに今後の利便性など考えて今回交換という形で話がまとまりました。今後もお互いに農地として利用するというので、何ら問題はないと思われますのでよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号１０番を１６番篠原委員にお願いします。

○１６番（篠原委員）１６番篠原です。番号１０番ですが、親族間の贈与ということで申請者に聞き取りをいたしました。別に問題ないと思います。事務局の説明の通りです。どうぞよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号１１番・１２番を１７番武澤委員にお願いします。

○１７番（武澤委員）１７番武澤です。番号１１番は、譲渡人はちょっと対象地から離れたところに住んでおり、かなり多くの面積で維持管理が難しいということで、土地の近くの方に耕作等をずっとお願いしていました。それで今回、譲受人が買いたいということで、取引になったということです。現況を確認しましたところ、稲が終わったところでちゃんとできており、維持管理において問題はないと思われます。続きまして、番号１２番につきましては、譲渡人は高齢で今施設に入っており、対象地の維持管理が難しいため、今回の譲受人が対象地を維持管理してきたという経緯があります。今回、土地を売買で譲り受けたということです。農地は、ちゃんと維持管理できておりましたので、特に問題がないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号１３番・１４番・１５番を１９番十川委員にお願いします。

○19番（十川委員）19番十川です。13番の案件は、譲渡人は現在県外であり、管理ができないので譲受人に3年ぐらい前から該当地を借りて、耕作をしておりました。今回譲渡人がもうついでに買ってもらえないかということで、売買が成立したようです。それから14番の案件ですが、譲受人の土地に隣接したこの該当地ですが、てっきり譲受人が自分の土地だと思い込んでいて、この度調べたら一部46㎡が、譲渡人の名義でした。もうすでに自分の土地として使っておりましたので、今回譲渡人から贈与を受けて耕作したいということでございます。最後15番ですが、譲受人これは姉妹なんです、将来実家から出て住みたいということで、近くにこの譲渡人の家があり、その家に付属するのがこの該当地です。もともと譲渡人は、家卖了りたかって、土地もついでにつけて買ってくださということで今回の案件になっております。現況を見ましたら土地は、果樹となっております。以上3件、別に問題のあるところはないので、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。また番号1から3については同じ申請者、転用目的であるためまとめて説

明させていただきます。それでは番号1 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 転用面積は、1,128 m²の内 0.5342 m² 農地区分は、第1種農地。次に番号2 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 転用面積は、859 m²の内 0.4928 m² 農地区分は、農用地区域内農地。最後に番号3 申請の所在地は、議案書のとおり地目は、全て田 転用面積は、併せて4,568 m²の内 2.173 m² 農地区分は、農用地区域内農地。転用目的は、「営農型太陽光発電施設」。地図資料42 ページから48 ページを合わせてご参照ください。番号1 から3 については、令和5 年6 月に一時転用許可を受けており許可後2 回目の更新申請です。下部農地では全て「ドクダミ」を作付しています。太陽光発電設備下部での、「ドクダミ」の栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である●●●●から添えられています。施設の概要ですが、支柱の高さは、最低地上高として2mを計画しており、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われます。収量についてですが、「どくだみ」の地域単収は、平成4 年の日本林学会九州支部研究論文集と●●●●の栽培実績より、10 アール当たり2,860 kg としています。今回の申請地での令和7 年の収穫量はどの圃場も地域単収の85%以上あり、営農状況も概ね改善されつつあると考えております。次に労働力の確保についてですが、従業員及びシルバー人材センターなどの臨時労働力を活用し営農を行う予定です。また徳島県植物市場から営農指導を適時受ける予定です。利用については、お茶加工、化粧品、家畜用の飼料として販売を行っております。申請地は、【一時的な利用に供するために行うもの】とある第1 種農地の不許可の例外規定に該当します。なお、3 年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書なども添付されていることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。以上のことから、事業計画については適当と認められますので、一時転用の更新は、やむを得ないと思われます。以上、第2 号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第4 条第6 項の許可要件を満たしていると思われるので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1 番を14 番金山委員にお願いします。

○14 番（金山委員）14 番金山です。この土地は以前からずっと、ドクダミ栽培されておりますので、全く問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号２番・３番を１８番十川委員にお願いします。

○１８番（十川委員）１８番十川です。事務局の説明通り問題ありません。それで一応昨日は場を確認しました。防草シートをひいて綺麗に管理できており、草もほとんど見当たらなかったのも十分管理できていると思います。何も問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第２号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第２号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第３号議案 農地法第５条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きまして第３号議案 農地法第５条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。番号１番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 転用面積は、660 m²の内 0.3632 m² 農地区分は、農用地区域内農地転用目的は、「営農型太陽光発電施設」で賃借権の設定です。地図資料 49 ページ 50 ページを合わせてご参照ください。申請地は、土成町の「阿波市立御所小学校」から北東へ約 800 m に位置する農地で、阿波市農業振興地域整備計画における農用地区域内農地です。本件につきましては、令和５年８月に営農型太陽光発電施設の３年間の一時転用許可を受けており、このたび、更新申請を行うものです。太陽光設備を設置する者は、●●●で、実際に営農する者は、

土地所有者でもある●●●です。栽培作物は、当初申請時は「ドクダミ」でしたが、圃場の状態を考慮した結果令和4年に「シキミ」と「サカキ」を作付けしました。太陽光発電設備下部での「サカキ」の栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が、有識者である●●●から添えられております。またシキミについても十分な収量が確保出来るとの意見が●●●より添えられています。施設の概要ですが、支柱の高さは、最低地上高として2.15mで、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われます。収量についてですが、「サカキ」の地域単収は、●●●の栽培実績より、7年目の状態で、10アール当たり5880本としました。またシキミの地域単収は●●●での収穫記録から定植後7年目で10アール当たり500kgとしました。次に労働力の確保についてですが、従業員及びシルバー人材センターなどの臨時労働力を活用し営農を行う予定です。また営農の指導体制については、●●●と●●●が指導しています。出荷先については、●●●や●●●を中心に出荷予定です。申請の補助は今年で作付け5年目で順調に生育しており、今後収穫量の増加も見込まれます。なお、3年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書なども添付されていることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。以上のことから、事業計画については適当と認められますので、一時転用の更新は、やむを得ないと思われます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、388 m² 転用目的は、「住宅」で、「所有権移転」です。地図資料の51ページを併せてご覧ください。申請地は、市場町の「阿波市立八幡小学校」から南西へ約400mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は持ち家を建てたいと考えていたところ、祖父から土地の贈与を受けることで話がまとまり、この度の申請にいたしました。土地の造成等については、表土をすき取った後、山土で盛土し転圧し、駐車場部分はコンクリートを打ち、その他の箇所は部分的に砕石を敷いたり、除草シートを敷設する計画であり、周囲にコンクリート擁壁を新設するため土砂の流出はないものと思われます。給水については既存の給水管から引き込むことで水道課と協議済みです。生活排水については浄化槽を経由後東側既存水路に放流、雨水は敷地内で地下浸透及び既設水路に流下することで、水路管理者の市場中央土地改良区とも協議済みであり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号3番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、併せて349 m² 転用目的は、「住宅」で、「所有権移転」です。地図資料の53ページ

を併せてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立久勝小学校」から南東へ約 200m に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第 2 種農地であると認められます。転用者は現在市外に住んでいますが、以前住んでいた阿波町で家を建てたいと考えていたところ、土地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請に至りました。なお、雑草の管理ができず、令和 3 年頃に農地法の許可を得ず造成してしまっていたため、土地所有者に始末書を提出いただいております。土地の造成等については、過去に盛土転圧して碎石を敷き、周囲をコンクリート壁で囲っているため、土砂の流出はないものと思われます。給水については既存の水道管より引き込むことで水道課と協議済みです。雨水は敷地内で地下浸透、生活排水については浄化槽を経由後、南側にある市道側溝に放流することで、維持管理課と協議済みであり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第 3 号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第 5 条第 2 項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号 1 番を 4 番赤松委員にお願いします。

○ 4 番（赤松委員）4 番赤松です。営農型太陽光発電の現地を確認しましたが、サカキなどが植えられており、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号 2 番は、事務局の通り問題ないと、9 番唐渡委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号 3 番を 1 5 番竹内委員にお願いします。

○ 1 5 番（竹内委員）1 5 番竹内です。1 6 日に譲渡人に確認をとり、もう農業はしたくないということで、農地を手放すことです。整地もできており、コンクリートで境も綺麗にできている状態で、農地ではなく、もう仕上がっているのです。ある程度やむを得んのかなという判断になります。ご審議のほどよろしくお願

いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第3号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(伊坂) 第4号議案 非農地証明について、ご説明いたします。番号1番 議案書8ページ、地図資料は55、56ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり。登記地目は、畑、現況地目は宅地で277㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。

続きまして、番号2番 議案書8ページ、地図資料は57、58ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり。登記地目は、田、現況地目は宅地で324㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。この2件の案件について添付書類である全部事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と、判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われます。以上、ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番を5番糸谷委員をお願いします。

○5番（糸谷委員）5番糸谷です。先々週に行政書士から資料と現地の立ち会いで説明をいただきました。事務局説明通り問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を19番十川委員をお願いします。

○19番（十川委員）19番十川です。2番の案件について補足説明をさせていただきます。事務局の説明の通り、この土地には転用目的、倉庫であります、鉄骨の大きな倉庫が建っております。ただ完成した倉庫でなく、骨格だけが建つてるところで、35年ぐらい建ってるそうです。当初、この申請人は、現在建設業をされておりますが、その当時市外の業者と何か仕事上で契約が成立し、その場所は境目に当たるんですがそこに資材等入れる倉庫を建てるということで話ができてました。その後市外の業者から、キャンセルということになり、市外との境目で申請人の会社からかなり離れており、その後活用がなく、現在に至っており非農地ということになった次第であります。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第4号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第4号議案については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 非農地通知についてを議題といたします。事務局の説明を

求めます。

○事務局（植原）第 5 号議案 非農地通知についてご説明いたします。それでは、別途お配りしております A 4 のリスト及び地図資料をご覧ください。「農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知」に基づき、申請のありました非農地として判断する条件でございますが、①雑木が複数存在し、全体的に山林化している農地。②鳥獣被害も多く、一部が山林化しており、山林に接している農地③小さくて異形であり、復元しても継続して利用することが見込まれない農地でございます。一覧表記載は、本人からの申し出がありました候補地でございます。対象者が 4 名 4 2 筆の農地の非農地候補であります。担当する推進委員さん及び農業委員さんと個別に現地調査、最終確認を行いました結果、このたび復元して利用するのは難しいものと判断し、一覧表にある筆の土地について、非農地通知を実施したいと考えます。地図資料ですが、一覧表の番号 1 における●●●の地番は公図未載の地番となっておりますが、周辺農地の利用状況を確認したところ、復元して利用するのは難しいものと判断しました。また、非農地とするものの内、備考欄に赤字で「吉野川北岸土地改良区受益地」と記したもので、一覧表の番号 4 の土地が該当しております。吉野川北岸土地改良区の受益地であるため、地区除外の手続きが必要となる農地です。こちらにつきましては、非農地通知を行った後、所有者の方に除外決済金の支払い等、地区除外の手続きに応じていただけたらと思います。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第 5 号議案については、原案どおり承認することに決定しました。

【議 長】

次に、第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和 8 年 6 月 24 日付け阿農振第 383 号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和 8 年農用地利用集積等促進計画第 6 号」をご覧ください。6 ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、46 件 106 筆 総面積 107565 m² の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、24 筆 30,284 m²。次に、新規で賃貸借が、61 筆 58,825 m²。使用貸借が、21 筆 18,456 m²。なお、解約者につきましては、7 ページをご覧ください。7 件 9 筆 13,710 m² となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第 6 号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（瀬尾）失礼いたします。農業振興課の瀬尾と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するために地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。変更箇所については赤字で記載しており、かつこがあるものについてはかつこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第7号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第8号議案 阿波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（山口）失礼いたします。農業振興課の山口と申します。よろしく
お願いいたします。それでは本日、第 8 号議案におきまして、「意見の聴取」を
お願いしております、「阿波市農業振興地域整備計画の変更」について説明いた
します。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。こちらは、先般 4
月に農業振興課で受付をいたしました「農業振興地域の農用地区域内農地」俗に
「青地」と呼ばれる農地を当該農用地区域（青地指定）から「除外」していこう
という案件でございます。これらは、将来的に農地転用の許可申請等に繋がって
くるものでございまして、その「前段階」の手続きとなります。このような変更
に係る手続きを進めていく上で、市は農業委員会の意見をお伺いする必要があ
りまして、具体的には、これらの変更が適当か不適当かについて、「意見書」と
いう形により回答をお願いしているものでございます。対象となる個々の農地
につきましては、先に議案書と一緒に送付しておりました「農用地利用計画変
更一覧表」及び「地図資料」により、事前にご確認いただいているところかと思
いますが、一覧表に誤りが 2 点ございます。まず 1 点目は一覧表 2 枚目、地区
番号「市場 4」の案件です。こちら除外面積において、「●●●が 321 の内 119.74
㎡」、「●●●が 447 の内 132.7 ㎡」となっておりますが、正しくは「●●●が 447
の内、119.74 ㎡」、「●●●が 321 の内 132.7 ㎡」が正しい除外面積となります。
また 2 点目として地区番号「阿波 4」の案件につきまして、申請地住所を「●●●」
と記載しておりますが、正しくは「●●●」です。訂正してお詫び申し上げます。
また、これに加えまして、皆様のお手元に「農用地利用計画変更目的別集計表」
と記した資料をお配りしております。こちらは、4 町ごと、除外の目的別にまと
めた集計資料でございまして、本日は時間の関係もございまして、この参考資
料をもとに説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い
いたします。それでは、1 枚ものの資料をご覧ください。

まず、はじめに、吉野町分でございますが、案件としては 2 件、7 筆、面積に
して 3,114.35 ㎡ の除外申請を受けております。目的別の内訳としましては、
「建売分譲」が、1 件、6 筆、2,489.35 ㎡「農業用機械・資材置場」が、1 件、
1 筆、625.00 ㎡となっております。次に、土成町分ですが、合計で 8 件、10 筆、
面積にして 6,684.00 ㎡ の申請がありました。内訳としましては、「ごみ収集場」
が、1 件、1 筆、250.00 ㎡「建物敷地」が、1 件、1 筆、125.00 ㎡「太陽光発電
施設用地」が、3 件、5 筆 5,143.00 ㎡「進入路及び駐車場」が、1 件、1 筆、
779.00 ㎡「宅地」が、1 件、1 筆、164.00 ㎡「駐車場及び農機具倉庫」1 件、1 筆、
223.00 ㎡となっております。続いて、市場町分でございますが、合計で 8 件、
15 筆、面積にして 5,800.80 ㎡ の申請がありました。内訳としましては、「牛舎
敷地」が、1 件、7 筆、2,596.15 ㎡「居宅の一部及び建物敷地」が、1 件、1 筆、

383.67 m²「進入路」が1件、1筆、165.67 m²「宅地」が、1件、2筆、252.44 m²「資材置場」が、1件、1筆、1,379.00 m²「住宅」が、1件、1筆、218.44 m²・「駐車場」が、1件、1筆、371.43 m²「通路（車両回転）」が、1件、1筆、434.00 m²となっております。最後に、阿波町分ですが、合計で6件、6筆、面積にして1,730.33 m²の申請がありました。内訳としましては、「建物敷地」が、1件、1筆、60.33 m²「進入路」が、1件、1筆、187.00 m²「駐車場」が、1件、1筆、491.00 m²「住宅」が、1件、1筆、301.00 m²「住宅の塀の一部」が、1件、1筆、80.00 m²「防災林・管理地」が、1件、1筆、611.00 m²となっております。以上、この度の除外申請の総数としましては、一番下にありますように24件、38筆、総面積にして17,329.48 m²となり、これらの土地を農業振興地域の農用地区域から除外していくものでございます。

続けて、その下、2の「編入」の案件でございますが、土成町において、4件、4筆、総面積にして1,179.00 m²の白地の農地を、農用地区域いわゆる青地に編入していくものでございます。編入目的は、「農地中間管理機構関連・農地整備事業（ほ場整備事業）」実施のためとなっております。当事業は、土成町成当、水田、秋月地区において申請地とそれに隣接する青地も含めた一体の農地を対象には場整備を実施するものでございますが、青地であることが事業実施の要件となっており、これを満たすための手続きということでございます。以上、大変簡単ではございますが、第8号議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第8号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第8号議案 阿波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取については、承認し、整備計画の変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定

しました。

【議 長】

次に、第9号議案 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（伊坂）第9号議案、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明いたします。それでは、1ページをご覧ください。まず、最初にⅠの農業委員会の状況についての1の農業委員会の現在の体制についてですが、任命の期間・農業委員・農地利用最適化推進委員の人数は表の通りです。2は農家・農地等の概要でございます。農家総数3,017、農業経営対数1,848、基幹的農業従事者数は、2,554人その内、女性が1,057人、40代以下が235人です。この数字は、直近の農林センサスに基づいて記入しています。次の表の認定農業者から集落営農経営の数字は、農業振興課の資料に基づいて記入しています。耕地面積は、3,470ha 内訳としまして、田が2,960ha 畑が510haです。この数字は、耕地及び作付面積統計に基づいて記入しています。2ページをご覧ください。Ⅱの最適化活動の実施状況についての

(1) 成果目標の農地の集積であります。現在、管内の農地面積は3,470ha これまでの集積面積が890haです。集積率は25.6%でございます。②の目標と③の実績は、表の通りです。結果として実績が目標を下回っております。次に(2) 遊休農地の発生防止・解消についてです。現在、阿波市では1号遊休農地面積は63ha うち緑区分（トラクターで耕起できる）農地が35ha・うち黄区分（トラクター及び重機で耕起できる）農地が28ha となっています。②の目標と3ページの③の実績及び④のその他は、表の通りです。結果として、実績が目標どおりの結果となっております。次に(3) の新規参入の促進についてでございます。令和4年度は、9経営体で面積は5haです。令和5年度は、8経営体で面積は6haです。令和6年度は、15経営体で面積は11ha となっています。②の目標と4ページの③の実績は、表の通りです。2は、最適化活動の活動目標についてです。(1) 推進委員などが活動を行う日数は月に7日です。(2) 活動強化月間の設定は、①の目標と②の実績は、表のとおりです。5ページ(3) 新規参入相談会への参加については、①の目標と②の実績は、表のとおりです。6ページをご覧ください。Ⅲ事務の実施状況についてでございます。以上で、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第9号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第9号議案については、原案どおり、承認することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書は10ページから11ページとなります。今月は、7件13筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、7件13筆 となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、12ページから21ページまでとなります。今月は、22件78筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、21件77筆、残存小作による解約が1件1筆 となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局(伊坂) 続きまして、報告第3号「2アール未満の農地転用届」についてご説明いたします。番号1番、議案書22ページ、地図資料は59・60ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「畑」、現況地目は「雑種地」で、登記面積は300㎡でございまして、このうち53㎡の転用でございます。転用目的は、「進入路兼駐車場」でございます。届出地には、平成9年ごろから進入路兼駐車場の敷地として利用してきましたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。

続きまして、番号2番、議案書22ページ、地図資料は61・62ページを合

わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「田」、現況地目は「宅地」で、登記面積は1,085㎡でございまして、このうち111㎡の転用でございます。転用目的は、「農業用倉庫」でございます。届出地には、平成元年ごろから農業用倉庫の敷地として利用してきましたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。この2件の案件について添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なし」の声あり)

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和8年第6回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。なお、次回の総会につきましては、令和8年7月27日(月曜日)午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしく願いいたします。

(終了時間 午後2時31分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員